

# 令和6年第3回国分寺市農業委員会総会議事録

令和6年3月19日(火)午前9時30分

第3回国分寺市農業委員会総会を国分寺市役所書庫棟会議室に召集する。

出席委員 (15名)	1番 吉野 賢一	2番 関田 和雄	3番 鈴木 孝幸	4番 濱野 周泰
欠席委員 (0名)	5番 鈴木 秀男	6番 草ヶ谷 誠一	7番 須崎 忠男	8番 平野 孝行
	9番 鈴木 弘子	10番 笛田 弥生	11番 川窪 光一	12番 小柳 弘
	13番 中村 秀雄	14番 栗原 啓輔	15番 本多 佳郎	
事務局 出席職員	事務局長 飯塚 達儀 係長 榎本 紘幸 係 有田 元之			

## < 議事日程 >

日程第1 開会と署名委員指名

日程第2 前回会議録の承認

日程第3 会長等の報告

日程第4 議案審議

議案第1号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に係る事業計画について

議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書の交付について

議案第3号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書の交付について

日程第5 協議事項

協議第1号 令和6年度国分寺市農業委員会活動指針(案)について

協議第2号 令和6年度最適化活動の目標について

日程第6 報告事項

報告第1号 令和5年度3団体共催「ふれあい見学会」について

報告第2号 農地の公共用地としての取得について

報告第3号 今後の日程について

日程第7 その他

議長(鈴木秀男)は令和6年第3回国分寺市農業委員会総会の開会を宣言した。

## ○ 日程第1 開会と署名委員指名

議長は、議事録署名委員について、次の2名を指名した。

3番 鈴木 孝幸 4番 濱野 周泰

○ 日程第2 前回会議録の承認

事務局提示のとおり前回会議録は承認された。

○ 日程第3 会長等の報告

2月22日 うど品評会・表彰式（委員9名）

3月4日 認定農業者審査会（鈴木会長）

3月8日 支部長・支部役員合同研修会・懇親会（鈴木会長、関田植木部会長、鈴木弘子花卉・果樹部会長、中村野菜・畜産部会長）

3月11日 国分寺市畜産研究会臨時総会（鈴木会長）

3月18日 東京都農業会議通常総会（鈴木会長）

○ 日程第4 議案審議

議案第1号

都市農地の貸借の円滑化に関する法律に係る事業計画について

議長は、議案第1号を議題とすることを告げ、事務局説明後、1番を関田委員に現地調査報告を求めた。

事務局

本議案1番について、借り手である農業者から市長宛てに都市農地貸借円滑化法律に係る事業計画が提出され、市長から農業委員会へ内容の審査依頼があり、本事業計画を審議するものである。

農業者間の事業計画を審議するに当たり、借り手に関しては、①「都市農業の有する機能の発揮に特に資する基準に適合する方法により、都市農地において耕作の事業を行うこと。」②「貸借を行う農地で周辺の生活環境と調和のとれた利用の確保をすること。」③「耕作の事業の用に供すべき農地の全てを効率的に利用すること。」の以上3点の要件を満たしているかどうかについて、確認いただきたい。また、貸し手に関しては「借り手の従事日数の1割以上、当該都市農地の農業に従事するか。」について、確認いただきたい。

関田委員

本議案1番について、3月6日に、吉野委員、私と事務局で現地調査を行った。当該農地では、4月1日からの使用貸借開始に向けた準備が進められており、借主からは、トウモロコシ・うど等の野菜類を栽培する事業計画について聞き取りを行った。また、農地所有者については、当該農地の見回り等の業務に借主の農業従事日数の1割である年間15日以上従事する事業計画であることを確認している。よって、事業計画を認定するに当たり支障はないと判断できると考える。

吉野委員

本申請者と親と祖父母は、農業に真摯に取り組んでおり、借り手と貸し手は近所で、信頼関係がある貸借であると考えます。

議長

従前より、都市農地貸借を推進している当会にとって、貸借事例が増えることは農地保全につながることであり嬉しく思う。

中村委員

借り手は、3代に渡って農業経営を行う農家の一番若い後継者だと認識しているが、経営体として考えた際、借り手は経営主ではないと推察する。所有している大農機具に関する記載は、本人所有ではなく、経営主（経営体）の記載になっていると思われ、その場

合、様式の記載に矛盾が生じるように思うが問題はないのか。

事務局

事業計画の内容については、申請者本人の事を記載するものであるが、指摘のとおり大農機具の箇所だけは、経営体として所有している内容となる。本人が使う権利を有していないようであれば、この記載は不適切と考えるが、使用可能な状況にあり「耕作の事業の用に供すべき農地の全てを効率的に利用すること」を証明するための記載であると考えられるため、支障はないと考える。

栗原委員

借り手側とは、国分寺産直会で一緒に活動しており、親子で熱心に農業に取り組んでいる。積極的に経営規模の拡大を図ることは好ましい。質問になるが、申請農地は相続税納税猶予適用農地になるのか。また、契約年数が5年であるが、市内の他の都市農地貸借事例と比べて平均的な年数であるのか伺いたい。

事務局

今回の申請農地は、全て相続税納税猶予適用農地となる。また、市内の都市農地貸借における他事例の貸借期間については、短くて3年、長くて9年強となっており、5年は平均的な年数である。契約期間は自由に設定できるが、契約期間満了になると、再度、事業計画を提出し、このように農業委員会の審議が必要となるため、相談があった場合は3年以上の契約を勧めている。

吉野委員

生産計画表のようなものはあるのか。

事務局

事業計画5-2(1)「作物(予定)作物、作物別の作付面積」がそれに当たる。細かく作物品名を記載すると、作物の変更の際、農業委員会へ事業計画の軽微な変更の届出が必要となることを勘案した記載となっている。

また、事業計画の認定申請については、様々な事例が考えられ、例えば、親子間貸借で、子が親の農地を借りて別の経営を開始する場合、先ほどの大農機具の記載の中で、子は所有していないのではないかという指摘があったが、ここに記載する以外に記載することができないため、適切であると考え。今回、事業計画5-2(3)「農作業に従事する者」の中に、父と祖母の記載がある。ちなみに本人と父は認定農業者であり、積極的に経営規模拡大を図る若い後継者が、家族と協力しながら進めていくことを考慮いただき、検討いただきたい。なお、過去に高木町で都市農地貸借を行っている事例も、経営主ではなく若い後継者であるが、大農機具の箇所は今回の申請と同様、経営体で所有している農器具を記載しており、審議している。

栗原委員

高木町の事例では、サツマイモを栽培すると記憶しているが、もし他の作物に変更になった場合は、再度、農業委員会で審議が必要となるのか。

事務局

事業計画の中でも、貸借面積や期間など、事業計画の根幹に関わる変更の場合は、再度、事業計画の申請が必要となるが、軽微な変更であれば審議の必要は無い。

中村委員

マッチングの議論があるので、参考までに、貸借までに至った経緯を分かる範囲で教えて欲しい。

事務局

J A東京むさし国分寺支店指導経済課より話をいただき、その時

点では既に貸借の話がまとまっていたため、詳細は分からない。

議長 本議案について審議の結果、各委員の確認することに異議がないので、議案第1号1番について全員一致で承認とする。

**議案第2号** 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書の交付について  
議長は、議案第2号を議題とすることを告げ、事務局説明後、1番を川窪委員に現地調査報告を求めた。

川窪委員 議案第2号1番について、3月7日に、吉野委員、関田委員、私と事務局で現地調査を行った。当該農地では、ハナミズキ・コニファー・キンモクセイ等の植木類が栽培されており、全て適切に肥培管理されていた。

議長 本議案について審議の結果、各委員の確認することに異議がないので、議案第2号1番について全員一致で承認とする。

**議案第3号** 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書の交付について

議長は、議案第3号を議題とすることを告げ、事務局説明後、1番を小柳委員、2番・3番を吉野委員に現地調査報告を求めた。

小柳委員 議案第3号1番について、3月6日に、鈴木弘子委員、本多委員、私と事務局で現地調査を行った。当該農地では、ダイコン・ハクサイ・ネギ等の野菜類のほか、レモン・ライム・クリ等の果樹類が栽培されており、残りの部分は作付け準備中で、全て適切に肥培管理されていた。

吉野委員 議案第3号2番について、3月6日に、関田委員、私と事務局で現地調査を行った。当該農地では、ソヨゴ・ヒメシャラ・サルスベリ等の植木類が栽培されており、全て適切に肥培管理されていた。

議案第3号3番について、3月6日に、関田委員、私と事務局で現地調査を行った。当該農地では、ソヨゴ・ヤマボウシ・モミジ等の植木類が栽培されており、全て適切に肥培管理されていた。

議長 本議案について審議の結果、各委員の確認することに異議がないので、議案第3号1番～3番について全員一致で承認とする。

## ○ 日程第5 協議事項

### 協議第1号 令和6年度国分寺市農業委員会活動指針（案）について

議長は、協議第1号を議題とすることを告げ、事務局に説明を求めた。

事務局 例年、3月総会において、次年度の農業委員会活動計画を策定しており、昨年度より、農業委員会等に関する法律第7条の改正に伴い「活動指針」と名称が変更された。協議第2号にも関連するが、本活動指針の中に、遊休農地についての記載を決定する必要がある。全都市街化区域である本市には、遊休農地が存在しないため、今後も発生させないことを目標として、活動指針案を記載している。内容については、今年度の指針を引き継いだ案となっており、実態に即した記載にしている。本案は、2月15日に全委員が参加した農業委員会・農業者大会の中で決議された「令和6年度の農業委

員会において積極的に推進する具体的活動」に即した内容となっていることを踏まえ、内容について協議願いたい。

吉野委員 「5. 日常活動」の活動記録カードに関して、委員改選があった7月についても6枚以上提出する必要があるのか。

事務局 1年を平均して、月6枚以上になるように目標設定しているため、必ずしも7月中の活動記録カードを6枚以上行う必要はない。本カードに記載できる内容の考え方として、自身の農地を見回ることや出掛けた際に近隣の農地の様子を見たことも活動記録カード1枚となるので、農業者であれば、ほぼ毎日活動していることになると思う。目標達成できるよう、東京都農業会議の研修や、農業委員として出席した会議等についても、活動記録カードとして提出いただき、6枚以上になるよう協力をお願いする。

中村委員 農業用鉄骨ハウスについて、本市において大きな課題であることを認識しており、国・都へ要望活動を行っているところであるが、活動指針に記載してもいいのか。

事務局 記載して問題ない。記載箇所としては「4. 農業委員会組織活動」に追記することになる。

議長 昨日開催された東京都農業会議通常総会の中で、国・都へ要望することが明記されていたことは確認している。

事務局 国・都へ要望活動していくのか、市の特定行政庁へ働きかけていくのかによっても表現方法が変わってくる。

濱野委員 建築物として判断し、建築確認を行うのは特定行政庁である国分寺市である。行政は他市と異なる判断を行う場合、先進的な一歩を踏み出すことは難しい。しかし、過去に事例がないからといって、当会が足踏みすることはしたくない。近年の異常気象等を鑑みても、強固な鉄骨ハウスは必要であり、補助金の対象にもなるため、活動指針に一文加えるのは賛成である。

議長 前向きな意見が多いため、農業用鉄骨ハウスについて記載することとする。特段意見がなければ、記載文については私に一任いただきたい。それ以外については、本案のとおりとする。

## 協議第2号 令和6年度最適化活動の目標について

議長は、協議第2号を議題とすることを告げ、事務局に説明を求めた。

事務局 令和4年2月2日付け、農林水産省経営局長からの「農業委員会による最適化活動の推進等について」の通知に示されている目標設定について、当会の最適化活動の成果目標及び活動目標を定める必要がある。これは、協議第1号の結果に基づき、内容を反映しているため、協議第2号で、改めて協議いただく必要はない。記載内容は、全都市街化区域である本市には、遊休農地が存在しないため、今後も発生させないことを目標としており、「1最適化活動の成果目標(2)遊休農地の解消②目的」にある各面積を0haとしている。また、「2最適化活動の活動目標(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標」は、1人当たり月6日を目標設定している。なお、協議第1号の活動指針は公表義務はないが、この最適化活動の目標は

公表義務があるため、今後、インターネット等で公表する予定である。

○ 日程第6 報告事項

報告第1号 報告第1号 令和5年度3団体共催「ふれあい見学会」について  
報告第1号について、事務局より資料を基に報告した。

報告第2号 農地の公共用地としての取得について  
報告第2号について、事務局より資料を基に1件報告した。

報告第3号 今後の日程について  
報告第3号について、事務局より資料を基に報告した。  
4月下旬に開催予定である「農業祭運営委員会」については、日程が決定次第、JA東京むさし国分寺地区より通知があるため、出欠はJAに回答してもらうことを確認した。

○ 日程第7 その他

・農業委員会だより第50号について

議長 令和6年第4回農業委員会総会は、4月19日(金)午前9時30分  
国分寺市役所書庫棟会議室にて開催する。

上記の会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年3月19日  
国分寺市農業委員会  
会長 鈴木 秀男

署名委員

署名委員